

める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定電気用品

二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

3 特定輸入事業者は、その輸入に係る電気用品が特定電気用品である場合に、前項の規定により表示を付すことを禁止する。

4 特定輸入事業者である届出事業者は、その輸手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第二百十一号）第三十五条の規定により保存している同条各号に掲げる証明書を含み、第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。（表示）

第五章 検査機関の登録等

第六章 削除

第七章 登録

第八章 削除

第九章 削除

第十章 削除

第十一章 削除

第十二章 削除

第十三章 削除

第十四章 削除

第十五章 削除

第十六章 削除

第十七章 削除

第十八章 削除

第十九章 削除

第二十章 削除

第二十一章 削除

第二十二章 削除

第二十三章 削除

第二十四章 削除

第二十五章 削除

第二十六章 削除

第二十七章 削除

第二十八章 削除

第二十九章 削除

第三十章 削除

第三十一章 削除

第三十二章 削除

第三十三章 削除

第三十四章 削除

第三十五章 削除

第三十六章 削除

第三十七章 削除

第三十八章 削除

第三十九章 削除

第四十章 削除

第四十一章 削除

第四十二章 削除

第四十三章 削除

第四十四章 削除

第四十五章 削除

第四十六章 削除

第四十七章 削除

第四十八章 削除

第四十九章 削除

第五十章 削除

第五十一章 削除

第五十二章 削除

第五十三章 削除

第五十四章 削除

第五十五章 削除

第五十六章 削除

第五十七章 削除

第五十八章 削除

第五十九章 削除

第六十章 削除

第六十一章 削除

第六十二章 削除

第六十三章 削除

第六十四章 削除

第六十五章 削除

第六十六章 削除

第六十七章 削除

第六十八章 削除

第六十九章 削除

第七十章 削除

第七十一章 削除

第七十二章 削除

第七十三章 削除

第七十四章 削除

第七十五章 削除

第七十六章 削除

第七十七章 削除

第七十八章 削除

第七十九章 削除

第八十章 削除

第八十一章 削除

第八十二章 削除

第八十三章 削除

第八十四章 削除

第八十五章 削除

第八十六章 削除

第八十七章 削除

第八十八章 削除

第八十九章 削除

第九十章 削除

第九十一章 削除

第九十二章 削除

第九十三章 削除

第九十四章 削除

第九十五章 削除

第九十六章 削除

第九十七章 削除

第九十八章 削除

第九十九章 削除

第一百章 削除

第一百零一章 削除

第一百零二章 削除

第一百零三章 削除

第一百零四章 削除

第一百零五章 削除

第一百零六章 削除

第一百零七章 削除

第一百零八章 削除

第一百零九章 削除

第一百一十章 削除

第一百一十一章 削除

第一百一十二章 削除

第一百一十三章 削除

第一百一十四章 削除

第一百一十五章 削除

第一百一十六章 削除

第一百一十七章 削除

第一百一十八章 削除

第一百一十九章 削除

第一百二十章 削除

第一百二十一章 削除

第一百二十二章 削除

第一百二十三章 削除

第一百二十四章 削除

第一百二十五章 削除

第一百二十六章 削除

第一百二十七章 削除

第一百二十八章 削除

第一百二十九章 削除

第一百三十章 削除

第一百三十一章 削除

第一百三十二章 削除

第一百三十三章 削除

第一百三十四章 削除

第一百三十五章 削除

第一百三十六章 削除

第一百三十七章 削除

第一百三十八章 削除

第一百三十九章 削除

第一百四十章 削除

第一百四十一章 削除

第一百四十二章 削除

第一百四十三章 削除

第一百四十四章 削除

第一百四十五章 削除

第一百四十六章 削除

第一百四十七章 削除

第一百四十八章 削除

第一百四十九章 削除

第一百五十章 削除

第一百五十一章 削除

第一百五十二章 削除

第一百五十三章 削除

第一百五十四章 削除

第一百五十五章 削除

第一百五十六章 削除

第一百五十七章 削除

第一百五十八章 削除

第一百五十九章 削除

第一百六十章 削除

第一百六十一章 削除

第一百六十二章 削除

第一百六十三章 削除

第一百六十四章 削除

第一百六十五章 削除

第一百六十六章 削除

第一百六十七章 削除

第一百六十八章 削除

第一百六十九章 削除

第一百七十章 削除

第一百七十一章 削除

第一百七十二章 削除

第一百七十三章 削除

第一百七十四章 削除

第一百七十五章 削除

第一百七十六章 削除

第一百七十七章 削除

第一百七十八章 削除

第一百七十九章 削除

第一百八十章 削除

第一百八十一章 削除

第一百八十二章 削除

第一百八十三章 削除

第一百八十四章 削除

第一百八十五章 削除

第一百八十六章 削除

第一百八十七章 削除

第一百八十八章 削除

第一百八十九章 削除

第一百九十章 削除

第一百九十一章 削除

第一百九十二章 削除

第一百九十三章 削除

第一百九十四章 削除

第一百九十五章 削除

第一百九十六章 削除

第一百九十七章 削除

第一百九十八章 削除

第一百九十九章 削除

第二百章 削除

第二百零一章 削除

第二百零二章 削除

第二百零三章 削除

第二百零四章 削除

第二百零五章 削除

第二百零六章 削除

第二百零七章 削除

第二百零八章 削除

第二百零九章 削除

第二百一十章 削除

第二百一十一章 削除

第二百一十二章 削除

第二百一十三章 削除

第二百一十四章 削除

第二百一十五章 削除

第二百一十六章 削除

第二百一十七章 削除

第二百一十八章 削除

第二百一十九章 削除

第二百二十章 削除

第二百二十一章 削除

第二百二十二章 削除

第二百二十三章 削除

第二百二十四章 削除

第二百二十五章 削除

第二百二十六章 削除

第二百二十七章 削除

第二百二十八章 削除

第二百二十九章 削除

第二百三十章 削除

第二百三十一章 削除

第二百三十二章 削除

第二百三十三章 削除

第二百三十四章 削除

第二百三十五章 削除

第二百三十六章 削除

第二百三十七章 削除

第二百三十八章 削除

第二百三十九章 削除

第二百四十章 削除

第二百四十一章 削除

第二百四十二章 削除

第二百四十三章 削除

第二百四十四章 削除

第二百四十五章 削除

第二百四十六章 削除

第二百四十七章 削除

第二百四十八章 削除

第二百四十九章 削除

第二百五十章 削除

第二百五十一章 削除

第二百五十二章 削除

第二百五十三章 削除

第二百五十四章 削除

第二百五十五章 削除

第二百五十六章 削除

<p

に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人があつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 第九条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定電気用品の区分

四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

（登録の更新）

第三十二条 第九条第一項の登録は、三年を下らなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

（第二節 国内登録検査機関）

（適合性検査の義務）

第三十三条 第九条第一項の登録を受けた者（国

内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行ふことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならぬ。

（事業所の変更）

第三十四条 国内登録検査機関は、適合性検査を行ふ事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、經濟産業大臣に届け出なければならない。（業務規定）

第三十五条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、經濟産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の經濟産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

（業務の休廃止）

第三十六条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、經濟産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内では、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

（登録の更新）

第三十八条及び第三十九条 削除

（改善命令）

第四十条の二 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、經濟産業省令で定める。

（登録の取消し等）

第四十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十二条 国内登録検査機関は、帳簿を備え、適合性検査に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、經濟産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（經濟産業大臣による適合性検査業務実施等）

二 前条第一項の規定又は同条第二項において記載しなければならない。

三 正当な理由がないのに前条第二項において記載しなければならない。

（登録の取消し等）

第四十二条の四 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 前条第一項の規定又は同条第二項において記載しなければならない。

三 正当な理由がないのに前条第二項において記載しなければならない。

（登録の取消し等）

第四十二条の四 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 前条第一項の規定又は同条第二項において記載しなければならない。

三 正当な理由がないのに前条第二項において記載しなければならない。

（登録の取消し等）

第四十二条の二 経済産業大臣は、第九条第一項の登録を受ける者がいないとき、第三十六条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施する事が困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 経済産業大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は研究所若しくは機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、經濟産業省令で定める。

（第三節 外国登録検査機関）

第四十二条の三 第九条第一項の登録を受けた者（国外にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。）は、適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（適合性検査の義務等）

第四十三条 第九条第二項、第三十四条から第三十七条までの規定は、国外登録検査機関に準用する。この場合において、第四十条及び第四十二条の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

第四十三条の二 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 前条第一項の規定又は同条第二項において記載しなければならない。

三 正当な理由がないのに前条第二項において記載しなければならない。

（登録の取消し等）

第四十三条の二 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、經濟産業省令で定める。

（登録の取消し等）

第四十三条の二 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、研究所（以下「研究所」という。）又は機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

（登録の取消し等）

第四十三条の二 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、研究所（以下「研究所」という。）又は機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

（登録の取消し等）

第四十三条の二 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

た場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第四十六条第二項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせていた場合において、その検査が拒まぬとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対する正當な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査又は質問を行わせることができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定により機構に検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。機構は、前項の指示に従つて第三項に規定する検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

（危険等防止命令）

第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めることを命ずること。

（法令等違反行為）

第四十二条の六 経済産業大臣は、電気用品による危険又は障害の拡大を防止するため特に必要な措置をとるべきことを命ずること。

二 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く）。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の責務）

第四十二条の六 取引デジタルプラットフォーム提供者は、電気用品（その提供する取引デジタル

ルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行つてゐる者が前条の規定による命令を受けたる措置に協力するよう努めなければならない。

（危険等防止要請）

第四十二条の七 経済産業大臣は、第四十二条の五各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用して販売される電気用品による危険又は障害が発生するおそれがあると認められる場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危険及び障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該電気用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

四 第三十六条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

五 第四十一条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第四十二条の二第一項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わぬこととするとき。

七 第四十二条の二第二項の規定により経済産業大臣が研究所若しくは機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わぬこととするとき、又は研究所若しくは機構に行わせたいた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わぬこととするとき。

八 第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消したとき。

（報告の徵収）

第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行による必要な限度において、政令で定めるところによつて、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行つてゐる者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第二十八条第二項に規定する事業を行つてゐる者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は同条第十九条第一項に規定する事業を行つてゐる者（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するため必要な事項を公表することができる。

九 第二項第一号の承認には、条件を付することができる。

（電気用品の提出）

第四十六条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第四項の規定により機関に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

一 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、同項の規定による命令によつて生じ

つ、承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（公示）

一 第九条第一項の登録をしたとき。

二 第十二条の規定により表示を付することを禁止したとき。

三 第三十四条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第三十六条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

五 第四十一条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第四十二条の二第一項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わぬこととするとき。

七 第四十二条の二第二項の規定により経済産業大臣が研究所若しくは機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わぬこととするとき。

八 第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消したとき。

（報告の徵収）

第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行による必要な限度において、政令で定めるところによつて、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行つてゐる者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第二十八条第二項に規定する事業を行つてゐる者（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するため必要な事項を公表することができる。

九 第二項第一号の承認には、条件を付することができる。

（電気用品の提出）

第四十六条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第四項の規定により機関に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

一 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、同項の規定による命令によつて生じ

製造、輸入若しくは販売の事業を行つてゐる者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第二十八条第二項に規定する事業を行つてゐる者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は同条第十九条第一項に規定する事業を行つてゐる者（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するため必要な事項を公表することができる。

（立入検査等）

一 第二項第一号の承認には、条件を付することができる。

二 第十二条の規定により表示を付することを禁止したとき。

三 第三十四条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第三十六条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

五 第四十一条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第四十二条の二第一項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わぬこととするとき。

七 第四十二条の二第二項の規定により経済産業大臣が研究所若しくは機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わぬこととするとき。

八 第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消したとき。

（報告の徵収）

第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行による必要な限度において、政令で定めるところによつて、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行つてゐる者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第二十八条第二項に規定する事業を行つてゐる者（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するため必要な事項を公表することができる。

九 第二項第一号の承認には、条件を付することができる。

（電気用品の提出）

第四十六条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第四項の規定により機関に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

一 国（前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、同項の規定による命令によつて生じ

た損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項

の命令により通常生ずべき損失とする。

(機構に対する命令)

第四十六条の三 経済産業大臣は、第四十二条の

四第三項に規定する検査若しくは質問又は第四

十六条第四項に規定する立入検査若しくは質問

の業務の適正な実施を確保するため必要がある

と認めるときは、機構に対し、当該業務に関し

必要な命令をすることができる。

第四十七条から第四十九条まで 削除

(研究所又は機構の処分等についての審査請求)

第五十条 研究所又は機構が行う適合性検査に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすること

ができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所又は機構の上級行政庁とみなす。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第五十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十一条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一條第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしてなければならぬ。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(適合性検査についての申請及び経済産業大臣の命令)

第五十二条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特定電気用品について、国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合又は国内登録検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、経済産業大臣に対し、国内登録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行

行うことを命ずべきことを申請することができ

る。

4 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合に

おいて、当該申請に係る国内登録検査機関が第

三十三条の規定に違反していると認めるとき

は、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、

第四十条の二の規定による命令をしなければな

らない。

5 経済産業大臣は、前項の場合において、第四

十条の二の規定による命令をし、又は命令をし

ないとの決定をしたときは、遅滞なく、当該

申請をした届出事業者に通知しなければなら

い。

6 前三項の規定は、外国登録検査機関に準用す

る。この場合において、第一項中「命ずべき」

とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第三

十三条の規定」とあるのは「第四十二条の三第

一項の規定又は同条第二項において準用する第

三十三条第二項の規定」と、同項及び前項中「第四十条の二」とあるのは「第四十二条の三第

二項において準用する第四十条の二」と、

「命令」とあるのは「請求」と読み替えるもの

とする。

(手数料)

第五十三条 第四十二条の二第一項の規定により

経済産業大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により研究所若しくは機構の行う適合性

検査を受けようとする者は、実費を勘案して政

令で定める額の手数料を納付しなければなら

い。

2 前項の手数料は、経済産業大臣の行う適合性

検査を受けようとする者の納付するものについ

ては国庫の、研究所の行う適合性検査を受けよ

うとする者の納付するものについては研究所

の、機構の行う適合性検査を受けようとする者

の納付するものについては機構の収入とする。

(輸出用電気用品の特例)

3 第一項に規定する審査請求については、行政

不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項

の規定による意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(適合性検査についての申請及び経済産業大臣の命令)

(都道府県又は市が処理する事務)

第五十五条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うことができる。

(権限の委任)

第五十六条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

第七章 賞則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万元以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

1 第十条第三項の規定に違反して表示を付したとき。

2 第十二条第一項(第一号に係る部分に限り)の規定による禁止に違反したとき。

3 第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列したとき。

4 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用したとき。

5 第四十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

6 第四十二条の五の規定による命令に違反したとき。

7 第四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

8 第四十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

9 第四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

10 第四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

11 第四十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

12 第四十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

13 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

14 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

15 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

16 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分を除く)又は前条各本条の罰金刑を科する。

17 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

18 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

19 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分を除く)又は前条各本条の罰金刑を科する。

20 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

21 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

22 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

23 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

24 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

25 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

26 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

27 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

28 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

29 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

八 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

十 第四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第四十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

十二 第四十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

十三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十四 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

十五 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

十六 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分を除く)又は前条各本条の罰金刑を科する。

十七 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

十八 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

十九 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

二十 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

二十一 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

二十二 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

二十三 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

二十四 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

二十五 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

二十六 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

二十七 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

二十八 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

二十九 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

三十 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

三十一 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

三十二 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

三十三 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

三十四 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

三十五 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

三十六 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

三十七 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

三十八 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

三十九 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

四十 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

四十一 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

四十二 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

四十三 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

四十四 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

四十五 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

四十六 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

四十七 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

四十八 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

四十九 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

五十 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

五十一 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

五十二 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による過料に処する。

五十三 第五十七条(第二号及び第六号に係る部分に限り)の規定による罰金刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

をこえない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第四十九条の規定は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧規則第三条又

は第四条の型式承認を受けている者は、その型

についての処分については、なお従前の例によ
る。

第四十六条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二条第一項の電気用品であつて電気用品安全法第二条第一項の電気用品であるもの（以下「移行電気用品」という。）の型式について旧電気用品取締法第十八条の認可を受け若しくはその申請をしてる者（前条第三項の認可の申請をしてる者を含む。）、旧電気用品取締法第二十三条第一項の認可を受け若しくはその申請をしている者（前条第三項の認可の申請をしてる者を含む。）又は旧電気用品取締法第二十二条の二第一項の確認を受け若しくはその申請をしている者は、当該認可若しくは確認又は申請に係る型式の移行電気用品について電気用品安全法第三条の規定による届出をしたものとみなす。

用品を製造し、又は輸入した場合には、当該認可を受けた日若しくは当該確認を受けて認可を受けたものとみなされた日から旧電気用品取締法第二十四条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第九条第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

第十条の規定の施行の際現に受けている旧電気用品取締法第二十五条の三第一項の規定による型式の承認（附則第四十五条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認を含む。）に係る移行特定電気用品の表示又は販売については、第十条の規定の施行の日から起算して当該移行特定電気用品に係る附則第五十条第二項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第四十八条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二十一条第一項の指定を受けていれる者は、第十条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、電気用品安全法第九条第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により電気用品安全法第九条第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧電気用品取締法第三十三条の規定によつて届出は電気用品安全法第三十四条の規定によりした届出と、旧電気用品取締法第三十四条第一項の規定による認可を受け又はその申請を行つてゐる業務の休廃止を行つてゐる業務規定は電気用品安全法第三十五条第一項の規定により届け出た業務規定と、旧電気用品取締法第三十五条の規定による許可を受け又はその申請を行つてゐる業務の休廃止を行つてゐる業務規定は電気用品安全法第四十条の規定によりした命令と、旧電気用品取締法第四十一条の規定によりした命令は電気用品安全法第四十二条の規定によりした命令と、それぞれみなす。

の認可若しくは旧電気用品取締法第二十三条の二第一項の確認を受けている型式に係る移行特定期間による届出に係る構造の旧電気用品取締法第二条第二項の乙種電気用品であつて電気用品安全法第二条第一項の電気用品であるものについては、電気用品安全法第十一条第二項の規定にかかるわらず、第十条の規定の施行の日から起算して一年間（表示の変更に伴う製造設備の修理又は改造に相当の期間を要する移行電気用品としては政令で定めるものにあつては、第十条の規定の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において移行電気用品ごとに政令で定める期間）は、旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定の例による表示を付することができる。

安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高压ガス保安法の規定の失効前)にした行為及びこの附則の規定によることとされる(後二者は、附則第八条から第十九条まで)お従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第二条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百一十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十条まで及び第十二条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から第七条まで及び前条に定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一条 附則第二条から第七条まで及び前条に定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇四号)抄

改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンショ
ンの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条
の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五
十八条(景観法第五十七條の改正規定に限
る。)、第一百六十条(地域における多様な需要
に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特
別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項
第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部
分を除く。)並びに同法第十二条及び第十三
条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢
者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十
六条第二項及び第五十六条の改正規定に限
る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風
致の維持及び向上に関する法律第二十四条及
び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六
九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃
に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)
、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二
条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の
改正規定を除く。)及び第一百八十七条(鳥獣
の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五
条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正
規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」
に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四
項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条
第四項」に改める部分を除く。)並びに同法
第三十四条及び第三十五条の改正規定に限
る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条
から第二十四条まで、第二十五条第一項、第一
項、第四十七条から第四十九条まで、第五十
二条、第二十七条第一項から第三項まで、
第三十三条から第三十二条まで、第三十八
条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四
项、第四十七条から第四十九条まで、第五十
一条から第五十三条まで、第五十五条、第五
十八条、第五十九条、第六十一条から第六十
九条まで、第七十一条、第七十二条第一項か
ら第三項まで、第七十四条から第七十六条ま
で、第七十八条、第八十条第一項及び第三
項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五
百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定
を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二
条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定
に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五
項から第一百七条まで、第一百十二条、第一百
七十七条の二及び附則第十一条の改正規定
を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二
条の多様性の保全のための活動の促進等に関す

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十三年一二月一四日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

二 附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有すること

とされる場合におけるこの法律の施行後にして、他の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の

